

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第3回福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会

1 日時： 令和6年9月26日（木） 10：00～11：45

2 会場： 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室

3 出席者： **【公益代表委員】** 3人（定数3人）
大坪 知弘（部会長）
仁部 和樹
平井 佐和子

【労働者代表委員】 3人（定数3人）
井福 優
駒澤 力
本田 英治

【使用者代表委員】 2人（定数3人）
川村 耕一
庄崎 秀昭

【福岡労働局】 田村 労働基準部長 ほか

4 主要議事

(1) 福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正について

(2) その他

5 審議内容

部 会 長 ただ今から令和6年度福岡地方最低賃金審議会第3回福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会を開催いたします。

 なお、本会議は公開としています。本日は傍聴者はいらっしゃいません。
次に、本日の委員の出欠及び定足数について、事務局に報告を求めます。

室 長 補 佐 本日は、使用者代表委員の伊藤委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項に基づく、開催に必要な定足数は満たされており、本専門部会は成立している旨御報告いたします。

 なお、これ以降部会の名称については、略称を用います。
以上です。

部 会 長 はい、ありがとうございます。

 次に本日の議事録の確認は

 労働者代表委員 井福委員

 使用者代表委員 川村委員

 をお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

井 福 委 員

(承 諾)

川 村 委 員

部 会 長 ありがとうございます。

 では、議事(1)の「福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正について」です。

 前回の第2回専門部会では、労働者代表委員からは、労働者の生計、労働の質の確保、公正競争の観点から1,005円を主張されました。945円からプラス60円になります。

 使用者代表委員からは、賃上げの必要性は理解するが、売上げについてはコロナ禍前に戻ったが、利益率についてはまだ回復していない。それで993円を主張されました。福岡県最低賃金992円に比べプラス1円となります。

 以上で、労使双方、よろしかったでしょうか。

 労使双方、このような取りまとめで間違いはないでしょうか。

労 使 委 員

(相違なし)

部 会 長

 前回は、労使それぞれの御意見をお伺いして、御検討をお願いしたところで、本日は、その検討状況を含め、労使双方から個別にお聞きしながら進めていきたいと思っております。

 それでよろしいでしょうか。

労使委員

(承諾)

部会長

この後個別に、お話をお伺いしますが、三者そろったこの場でお話したいことがありましたら、お伺いします。

労使委員

(なし)

部会長

よろしいですか。
それでは労使委員は、控室にて、しばらくお待ちください。
事務局は、それぞれの控室に御案内をお願いします。

(労使代表委員退室)

(公益代表委員と労働者側代表委員による個別折衝)

(公益代表委員と使用者側代表委員による個別折衝)

(労働者側代表委員と使用者側代表委員による個別折衝)

(労使代表委員入室)

(議事再開)

部会長

はい、お疲れさまでした。
だいぶ労使間での議論が盛り上がったとお聞きしましたが、意見の一致を見たとか、ここまで歩み寄れたとか、何か結論を教えてくださいなのですが、いかがですか。
庄崎委員からよろしいですか。

庄崎委員

はい、いろいろと議論させていただきました。ですが金額的なことから行くと、私ども使用者側は996円で、労働者側が1,001円と5円差ということでした、此処のところでは歩み寄りができなかったということが結論です。
以上です。

部会長

はい、ありがとうございます。
今御報告がありましたとおり、数字としては、労働者側が1,001円、使用者

側が996円と、意見の一致までには至っていないということです。

個別に伺ったところでは、労働者側としては、産業としての魅力を維持するということと、992円から多少引き上げてもパート、アルバイトへの影響率は小さいということを理由に1,001円という御意見でした。

使用者側としては、売上は上がっていたとしても、利益率は回復できていないので、やはり今年地域別最低賃金にプラス4円、前年度の特定最低賃金に対する上げ幅を維持するというので4円を加えた996円ということで、まだ意見が一致しないということを理解しております。

よろしいでしょうか。

労使委員

(異議なし)

部会長

それでは、労使双方の御主張には、まだ隔たりがありますので、審議は次回第4回専門部会に持ち越すことといたします。

なお、次回第4回専門部会が最終となります。これまで皆様の審議を尽くしていただきましたので、労使双方におかれましても、第4回専門部会にて全会一致での結審をしたいと思っております。

そのためにも、次回までに労使による個別折衝をまた期日までに行っていただきまして御協力をお願いいたします。

公益委員としても引き続き努力、調整を行ってまいりますので、皆様是非よろしくお祈りいたします。

それに当たって次回までには、それぞれの御主張として、売上げは上がっているけれども利益がでていないという御主張になっていますので、それに関する客観的な資料、特に百貨店と総合スーパーを分けた資料があれば、我々公益委員もどちらの意見が正しいのか、筋が通っているのか、そのあたりも判断ができますし、良い参考になると思っておりますので、その当たりの資料をもし御用意できるのであれば、御提出していただければと思います。

よろしいですか。

ほかに皆様方から御意見なり、進行について何かありますか。

庄崎委員

はい、よろしいですか。

部会長

庄崎委員、どうぞ。

庄崎委員

次回専門部会までに5円の差を妥結できれば良いのですが、今日も協議させていただきましたけれども、中々厳しいものがあるのかなと個人的に思っています。そういう面で行きますと、以前も確認しましたが第4回専門部会で妥結できなければ、どういうことになっていきますか。

部 会 長 妥結できなかつたらという前提を、そもそも考えたくないということで、公益委員としても皆様の御意見を聞いて、ここが妥当ではなかろうかというところで、どちらかを説得して全会一致に持っていくことが大前提です。

それもできなかつたときは、やむを得ず、公益委員見解を出した上で、採決ということになります。

ただ、そうしますと、次回伊藤委員が出席されないと、使用者側としては難しいことになると思われまふ。ということによろしいでしょうか。

各 委 員 (な し)

部 会 長 はい、それではこれ以上、皆様から御意見がないようでしたら、事務局から何かありますでしょうか。

室 長 補 佐 (次回の開催日等、連絡事項を説明)

部 会 長 はい、ありがとうございました。

次回までに、少し時間がありますので、直接の交渉を重ねて、是非次回結審したいと思います。

それでは、これをもちまして、第3回専門部会を閉会いたします。

今日はお疲れ様でした。